

「国有地ワクフ」をめぐる イスラーム法上の議論

——12~16世紀——

五十嵐 大介

I はじめに

オスマン朝期のエジプト・シリアにおける、ワクフ (*waqf*: 寄進) 財源として寄進された土地（農地）、「ワクフ地」のイスラーム法上の位置づけを理解する上で、鍵となる概念が「イルサード (*ırşād*; *waqf ırşādī*)」である。イルサードとは、すべての土地 (*ard*) の所有権 (*milk, milkīya*) は国家に帰属するという「国家的土地所有」理論⁽¹⁾のもと、現実に存在するワクフ地を、支配者がかかる「国有地」の一部を慈善目的のために割当てたものとして、私有財 (*milk*) を寄進する正規のワクフと区別して位置づける法理論である。それはオスマン朝中央のアナトリアの法学者たちが、かかるワクフを「スルターンのワクフ (*waqf sultānī*)」、19世紀には「不完全なワクフ (*waqf ghayr şahīḥ*)」として理論づけたことと対応するものであった。クウノ K. M. Cuno は、16~18世紀を通じて、エジプトの地方名士が國家官職やワクフから俸禄を受領する権利をこのイルサードという概念を用いて正当化し、国家による没収・削減その他の介入に抵抗したことを取り上げ、その法理論の形成と発展を考察した。その論理は、国庫に属する土地や財産から設定されたワクフ—イルサード—は、元来国庫から手当を得る権利を持つウラマーが、その代わりとして糧を得るためのものであるから、それを没収・廃止することはできないとするものである。彼はこのイルサードという概念が、オスマン朝による征服以前のアラブ世界で展開された、国有地をワクフに設定することの合法性をめぐる議論の延長線上に形成されたことを明らかにした⁽²⁾。

彼の研究は、土地所有権やワクフに関する法理論の歴史的展開を

東洋学報

第八十八卷

四七〇

理解する上でも非常に有益である。ただし、当然ながらオスマン朝時代の議論に主要な関心が払われ、分析の中心も専ら同朝の公用学派であるハナフィー派に置かれていることから、主としてシャーフィイー派を軸に展開されたオスマン朝以前の議論については概観するに止まっている。しかし「国有地ワクフ」の問題が、単なる法理論上の整合性にとどまらない現実的問題として表面化したのは、それに先立つマムルーク朝時代（648-922/1250-1517）のことであり、「イルサード論」もまた、このような背景のもとマムルーク朝末期に誕生した、シャーフィイー派の理論であった。すなわち、イルサード論成立の意味を理解するには、そこに至るまでのワクフ理論の展開を、その背景にあった当時のワクフ制度の実情を踏まえながら考察を深める必要があるだろう。そこで特に重要な史料となるのが、マムルーク朝末期のダマスクスに生きたシャーフィイー派の法学者、バラートゥヌスイー al-Balāṭunusī が著した *Tahrīr* である⁽³⁾。この史料の概要については既に別稿で紹介したが、ムスリム共同体のイマームは国庫に属する財産を何に費やすことができ、何が禁じられているのか、という問題を議論した法学書であり、その中では支配者による国有地の売却とワクフ設定の問題についても特に重点的に取り上げられている⁽⁴⁾。クウノが用いていないこの史料を利用することにより、マムルーク朝期のかかる問題についてより掘り下げた議論が可能となると考える。

このため本稿では、ワクフ地の増加が進み、それが現実的問題として国家と社会の広範囲に影響を及ぼすようになったマムルーク朝時代において、その原因となった国有地の売却とワクフ化の合法性をめぐってどのような議論がなされ、それがどのような展開を辿ったか、当時の歴史的文脈に則して再検討する。以上の問題を見ていくにあたっては、この国有地ワクフの法学的議論について体系的に扱った三つの著作、マムルーク朝期871／1466年執筆の *Tahrīr* と、オスマン朝期970年代後半／1570年前後に執筆されたガイティー Najm al-Dīn Muḥammad al-Ghayṭī (d. 984/1576-7)⁽⁵⁾ の *Ta'yīdāt*⁽⁶⁾、ヒジュラ11世紀に執筆された著者不明の *Risāla*⁽⁷⁾を基礎史料とし

た。これらの著作は、各々の著者の時代までのこの問題に関する主要な法学者の意見を引用しており、論拠とされる学説を知る上で有用な史料である。ただし、前者はその違法性を、後二者は合法性を論証することを目的とした著作であることに留意する必要がある⁽⁸⁾。なお本稿では基本的に、マムルーク朝の筆頭学派であり、当時最も影響力のあったシャーフィイー派の理論を分析対象とした。

II 「国有地ワクフ」の誕生と合法化

1 問題の所在：土地所有権とワクフ理論

アラブの大征服によって広大な領域がムスリム政権の支配下に組込まれると、それに対する租税制度が確立される過程において、土地所有権と土地税の性格についても法学者の議論を通じ理論化・体系化されていった。それは国家の最大の財政的基盤であった土地からの税収を確保するため、当初免税特権を得ていたアラブ・ムスリムからも非アラブ・非ムスリムと同様にハラージュを徴収するための法的論拠を確立するという方向で発展し、アッバース朝期には古典的土地理論が一応の完成を見た。そこでは、土地はムスリム個人が所有権を持ち、ザカート（喜捨）としてのウシュル（‘ushur：十分の一税）の支払が要求されるウシュル地と、土地税が課せられるハラージュ地とに分類され、後者を獲得した人物はムスリム・非ムスリム問わずハラージュ支払義務が課されたのである⁽⁹⁾。

しかし、ハラージュ地の所有権と支払われるハラージュの性格については、法学派によって異なる見解が取られた。シャーフィイー派・マーリク派・ハンバル派によれば、ハラージュ地の所有権はムスリム全体=国家に留保され、ハラージュはその土地を用益する者が国庫に支払う「地代」であると位置付ける「国家的 土地所有」理論を探った。これに対してハナフィー派では、ハラージュの支払をその支払者が当該地の所有権を持っていることの証明と見、ハラージュ地=私有地とする理論を採用していた⁽¹⁰⁾。ただしいずれの説にせよ、それは土地税徴収の根拠を提供するための法理論上の議論を出るものではなく、現実の農村の形態や土地所有のあり方を反映

したものではなかった⁽¹¹⁾。

しかしその後、4／10世紀に軍事イクター制が成立すると、以後イクター制が土地所有の基本形態となり、地主の没落とともに農民が「農奴」化しイクターに結び付けられるようになるなど、土地所有形態は大きく変貌した⁽¹²⁾。その中でウシュル地・ハラージュ地という土地区分は現実的に消失し⁽¹³⁾、また十字軍時代のシリアにおいては、ムスリム政権による十字軍領土の再征服が進む過程で、そこで占領した土地はファイであり、元の所有者の所有権は失われ、国庫に入るという議論も展開された⁽¹⁴⁾。かかる状況の中、ハナフィー派の古典的な「ハラージュ支払者＝土地所有者」という理論も現実と符合しなくなり、現在の土地はハラージュ支払義務を負う所有者が相続人なく死亡し、国庫に没収されたものである、という「ハラージュ支払者の死」と呼ばれる法解釈により、土地の所有権が国家にあるとする、他の法学派と同様の「国家的土地位」理論へと次第に変容していくこととなった⁽¹⁵⁾。こうしてマムルーク朝期には、エジプト・シリアの土地は、征服時の所有権の扱いがいかなるものであったにせよ、最終的には国庫に属する不可分の土地となつものであり、現実に存在している私有地は、元来国有地であったものがある時点で購入その他の手段によって国庫から供出され、売買や相続の対象となったものと位置づけられた⁽¹⁶⁾。軍事奉仕の対価として国家の持つ土地税徵収権を軍人に授与するイクター制は、同朝の下で高度に制度化・体系化されたが、その一円的実施と国家による土地税徵収権の一元的管理・掌握の強化という現実が、かかる土地理論の発展を促したと考えられる⁽¹⁷⁾。

一方ワクフ制度に話を移すと、その法理論は3／9世紀に成立した⁽¹⁸⁾。古典的ワクフ理論では、法学派により多少の異同はあるものの、ワクフ設定物（mawquf）とできる物件は、ワーキフ（wāqif：ワクフ設定者）が所有権を持つ、その時現実に存在する物自体（アイン‘ayn）に限られると規定されていた⁽¹⁹⁾。このようなワクフ理論が、土地をワクフに設定する場合、上記の「国家的土地位」理論と矛盾することに留意する必要がある⁽²⁰⁾。この問題について、オスマ

ン時代の法理論における国家の土地所有権と私有地・ワクフ地との関係と比較することにより、整理してみよう。すなわち、「国家的 土地所有」観念がより徹底されたオスマン朝においては、私有地や ワクフ地であってもその土地に対する所有権は国家のもとに留保さ れると位置づけられた。そこでは国庫財産の支出先を選択する権利 を有するスルターンが、その土地から徴収される国庫の取り分を特 定の対象に指定したものが私有地でありワクフ地であるとされた。 かかる理論が同朝の強固な土地管理体制と、私有地・ワクフ地に対 する国家の税の取り分を確保する上で原拠となる理論を成したとい えよう⁽²¹⁾。

しかしこうした理論は、イルサード論のように、ワクフ地を古典 的なワクフ理論から除外することによって成り立つものであり、それ以前のマムルーク朝までの段階では、ワクフ地の問題も古典的ワクフ理論の枠組の中で解釈されてきた。すなわち、土地のワクフ寄 進が成立するには、すべての土地が元来国有地であるという前提に たち、予め当該地の「所有権」が国庫から個人に譲り渡されこと が理論上必要になる。かかるマムルーク朝時代の私有地・ワクフ地 の位置づけを考えれば、同朝においてワクフ地は勿論、私有地も原 則的に課税対象外であったことも理解できる⁽²²⁾。すなわちハラージュが、国有地を用益する代価として徴収される「地代」として位 置づけられ、私有地がそもそも国家の持つ所有権が個人に譲り渡さ れた結果成立したと見なされることは、当該地が私有地として個人 の手に渡った時点で、国家はそこからハラージュを要求する権利を 失うことになる⁽²³⁾。またかかる土地は、それが国庫から個人の手 に譲渡された時点で国庫に代価が支払われたという建前となり、そ れ故その土地に対する国庫の取り分は消滅したと見なされたから である⁽²⁴⁾。このような矛盾は、ワクフの規模が限定されていた時代 には表面化しなかった。実際に6／12世紀までは、ワクフに設定さ れた物件は住宅などの都市不動産が主体であり、ワクフ地も存在は したもの、その規模は比較的限られていたのである⁽²⁵⁾。

さて、アラブ地域においてワクフが大規模化し、経済的・社会的

重要性を飛躍的に拡大させたのは6／12世紀以降のことであり、それはこの時代の諸軍事政権のもとでの所謂「スンナ派復興政策」と密接に関係していた。この時代、君主がマドラサを中心とした宗教施設の建設に精力を傾けたが⁽²⁶⁾、それを支えたのがワクフ制度であった。そしてこのような建築事業と社会資本の整備がワクフ制度を基礎に進められる中で、君主たちは私有地や都市不動産のみならず、国家が徵税権を持つ大規模な国有地を直接収入源としてワクフに設定するようになったことから、その合法性をめぐって議論が生じることとなったのである。

2 国有地ワクフと「スンナ派復興政策」

国有地のワクフ設定を最初に行った君主は、*Ta'yidāt*によれば、ザンギー朝のヌール・アッディーン Nūr al-Dīn Maḥmūd b. Zankī (d. 565/1174) であったとされる⁽²⁷⁾。これについては、理想的君主として名高い彼をバイオニアに据えることが、その合法性を示す上で有利であったという事情も考えられる。しかしその合法性を否定する目的で執筆された *Tahrīr*においても、国有地ワクフの合法性を認めた最も古い意見として挙げられているのが、やはりヌール・アッディーンの時代のものであることから、現実はともかく法理論の系譜を見ていく上では、彼の時代の法的解釈がその後まず引き合いに出されるようになったという意味で、彼を国有地ワクフの「創始者」と見なしてよいであろう。

さて、ヌール・アッディーンは実際にシリアの各都市にマドラサ、病院その他各種の宗教・公益施設を建設し、その財源として多数の物件をワクフ寄進した⁽²⁸⁾。*Rawdatayn*では、「彼は彼のもとに譲渡され、その代価を支払ったもの (=私有財)、および征服して彼の割当 (sahm) となった十字軍勢力の土地 (bilād al-Firanj) をワクフに設定した」と述べられるが⁽²⁹⁾、この内後者こそが国有地ワクフの範疇に入るものと見なせよう。国家事業とも言うべきかかる大規模な建築事業を進めていく上で、純粋な私有財のみならず国有地のワクフ寄進が不可欠であったことは驚くに当たらないが、当時いかなる

論理をもってそれが合法化されたかは、同時代史料からは明らかでない。ただし *Tahrīr* によれば、シャーフィイー派のシャイフ・イブン・アビー・アスルーン *Ibn Abī ‘Aṣrūn* (d. 585/1189)⁽³⁰⁾ が、かつて第二代正統カリフ・ウマルがサワード地方をムスリム全体に「ワクフ」したことに依ってそれを合法と認めるファトワーを出したという⁽³¹⁾。この伝承に表れる「waqafa」という動詞は、本来は単に「残す、留める」という意味に用いられているに過ぎないが⁽³²⁾、ここでは国有地ワクフの合法性を示すため、それを文字通り「ワクフ」と解釈し、ファトワーの論拠としている。一方でハナフィー派は、当時国有地ワクフの合法性を認めなかつたようであるが、これは前述した土地の所有権に対する認識の違いによるものであった。すなわち、ハラージュ地が私有地であるという同派の古典的理論に立てば、君主であっても他者の所有物をワクフに設定することに合法性を見出せないためであった⁽³³⁾。いずれにせよ、スンナ派宗教施設の建設と国有地のワクフ設定というヌール・アッディーンの政策は、これにより法学的な御墨付を得た。それはその後アイユーブ朝の創始者サラーフ・アッディーン *Ṣalāḥ al-Dīn Yūsuf b. Ayyūb* (d. 589/1193) に引き継がれ、エジプトにも導入された。そして同王朝の時代、マドラサを中心とする大規模な宗教・公益施設の建設が盛んに行われたのである⁽³⁴⁾。

こうした社会的状況の中で、国有地ワクフの合法性を支えるもう一つの論理が生まれた。マムルーク朝成立期においてシャーフィイー派ウラマーの間での最高権威であったナワウイー *al-Nawawī* (d. 676/1277)⁽³⁵⁾ は、以下のようなファトワーを出している：

「質問：スルターンが国庫から土地その他を購入し、それをマドラサや病院やリバートやハーナ（ハーンカー）やザーウィヤといった何らかのムスリムのマスラハ（maṣāliḥ; sing. maṣlaḥa：公益）に対して、もしくは公正（ṣalīḥ）な人物もしくはその子孫〔を受益者とし〕、その後貧者〔を受益対象とする〕ワクフに設定した場合、このワクフは適正である（yaṣīḥḥ）か？もしくは彼は国庫に属する土地を〔購入を経ず直接〕これらに対してワ

ワクフに設定する〔ことは適正であるか?〕

回答: 然り。もし彼がそれをマスラハと見たならば、[いずれの手法をとっても] 国庫からのワクフは適正である。なぜなら国庫はムスリムのマスラハのためのものであり、このこともその一部であるからである。」⁽³⁶⁾

このように、国庫はムスリムのマスラハのためのものであるから、スルターンがそれに合致すると判断したならば、国有地を国庫から購入し彼の私有財とした上でワクフに設定することは勿論、それを直接ワクフに設定することも可能である、という論法が、国有地ワクフの合法性を示す根幹となる論理として広く受け入れられ、その後継承されていくこととなった。こうした論法を以下仮に「マスラハ論」と呼ぶが、イブン・アッリファ Ibn al-Rif'a (d. 710/1310)⁽³⁷⁾ も *Matlab*において、イマームはそれがムスリムのためになると見る限りにおいて、受益者が(特定の個人・集団など)限定された対象であっても国庫財産を直接ワクフ設定することは認められる(jā'iz)としており、「マスラハ論」の論法に沿ったものとなっている⁽³⁸⁾。そしてこの論法は、スルターンが国有地を第三者に売却する場合にも適用され、君主以外の軍人・高官らによるワクフの拡大にも道を開いた。以上のような論理が、「スンナ派復興政策」と宗教施設の建設を法理論の面から支えたのであった。

III 国有地ワクフの現実的問題化: マジュリスでの論争と結果

1 8／14世紀後半のワクフ地の増加

マムルーク朝スルターン・ナースィル al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn の治世に実施されたナースィル検地(al-rawk al-Nāṣirī: 713-25/1313-25)を通じ、土地の税収高が体系的に把握されるとともに、国家による土地税徵収権の一元的管理体制が強化された⁽³⁹⁾。しかし741/1341年にナースィルが没すると、その後の政治的混乱とペストの大流行を契機として、国家の有力者による国有地の購入とワクフ化が急速に進行した。それは宗教施設の建設こそ伴うものの、

運営に必要な分量を超える大規模な資産をワクフ財に設定し、管財人職と余剰分の受益者を自身と子孫に条件付ける形態が主流となつた。こうしてワクフは有力者による私的な財政基盤の確保と、子孫のための利益供与を主目的として発展を続けたのである⁽⁴⁰⁾。この時代のダマスクスの大カーディー、タージュ・アッディーン・アッスブキー Tāj al-Dīn ‘Abd al-Wahhāb al-Subkī (d. 771/1370) が、かつては国庫代理人 (wakīl bayt al-māl) が国有地を他者に売却することはハラーム (ḥarām : 禁止) であるとするファトワーが出されていたにもかかわらず、彼の時代の国庫代理人にはそれを行う者が多いと述べるように⁽⁴¹⁾、国有地の売却とワクフ化は先に理論付けられた合法性を拠り所に有力者によって濫用され、国有地は流出し続けた。それは政府の租税収入の減少、イクター地の縮小、有力者による土地の占有を生じさせ、体制は大きく動搖した。すなわち 8／14世紀後半の政治的・社会的混乱の時代は、国有地の私有化とワクフ化の問題が、単なる法学上の議論を超えて、国家と社会の広範囲に様々な影響を及ぼす現実的問題として表面化していく時期であった。

このような状況下において、一方ではそれに疑義を呈するウラマーの意見も出現した。前述のタージュ・アッディーンの父タキー・アッディーン・アッスブキー Taqī al-Dīn ‘Alī al-Subkī (d. 756/1355)⁽⁴²⁾ は、国有地ワクフの問題について「私はそのことについて何も変えず、ファトワーも出さず、それを変更する判決もしないが、それを可能とする意見も出さない。それは例え、かつてそこから [糧を得て] 食することに曖昧性 (shubha) があったものについて、[現在では] 適正であることに [意見の] 違いがなかったとしても」と述べる⁽⁴³⁾。また彼は「ワクフの中には君主が国庫から寄進したものがある。国庫からのワクフについてはイジュティハードに余地がある。故にそれをやめることが敬神 (wara‘) であり、そこから [糧を得て] 食すことには曖昧性がある」とも述べる⁽⁴⁴⁾。これらはいずれも合法性に疑問を呈してはいるものの、それについて直接議論し、否定することは避けている。それは、このような国有地の売却・ワクフ設定が、歴代のカーディーによって合法と判決が下され、実行されて

きたという現実があったためと言えよう。

またアズライー al-Adhra'i (d. 783/1381)⁽⁴⁵⁾は、その著書 *Ghunya'at al-Muhtāj*において、国有地の売却について以下のように述べている。すなわち、例えば旱魃 (qaht) や飢饉 (majā'a) によって貧者が死に瀕している場合や、異教徒にムスリムが攻囲されているが軍隊は弱く防衛が困難であり、イマームがそれを売ることによって軍事力を強化し防衛が可能になると想え、また国庫に金を集めるために借金することもできない場合など、必要不可欠 (darūra) な場合は認められる。一方、必要 (hāja) がある場合、それは例えばモスクや水路の建設のための資金が国庫にない場合や、イマームのもとに貧者がいるものの死ぬ恐れはない場合などでは売却は認められない。なぜならば国庫の土地は（ムスリム全体にとっての）ワクフであり、すべての時代のすべてのマスラハと関係しているから、もしもそれを売却してしまうとそれら全てが滞ってしまうからである⁽⁴⁶⁾。このように彼は国有地の売却は仮に認められるとしても、それは非常に限定されたケースに限られるとしている。

このように国有地の売却・ワクフ設定は、一部には合法性に疑義を呈する見方もあったものの、それは現実として歯止めにならず、理論上も主流とはならなかった。ウラマー自身がこうして設定されたワクフ施設のマンサブ (manṣab : ポスト) を生活基盤とし、ワクフの拡大がそのまま彼らの恩恵となったことから、それを擁護する側に回ったと見なせよう。

2 780／1379年のマジュリス

このような背景のもと、780／1379年、後のスルターンで当時既に事実上の支配者であったバルクーク Barqūq (d. 801/1399) のもとで、国有地の売却とワクフ設定の合法性を問うマジュリス (majlis : 会議) が召集された。これについては別稿でも既に見たが、ナースィル以後この時代までに宗教施設やスルターン、アミールら支配層の子孫に対するワクフ地が増加したこと、そのワクフのため毎年国庫からハラージュ地が売却等により流出し、そのことで国庫に多額の

損失が生じていること、またイクター地の縮小により軍隊に損害が生じていることを説明し、そもそもこのように国庫に属するハラージュ地の売却が合法であるのかウラマーに問い合わせ、それが違法であるという判断を得てワクフ地を没収することを目的としていた。それは学説上の対立ではなく、国有地の流出によって機能不全に陥っていた国家体制の再建という、政治的な意図から提起された議論であった⁽⁴⁷⁾。

このマジュリスでは、ワクフの没収を図るバルクークと彼の肩を持つ一部のウラマーに対し、大勢のウラマーが、一度下されたカーディーの判決を他者が覆すことはできないとする既判力を盾に反対し、議論は平行線を辿ったが⁽⁴⁸⁾、この時シャイフ・アルイスラームのブルキーニー Sirāj al-Dīn ‘Umar al-Bulqīnī (d. 805/1403)⁽⁴⁹⁾は以下のファトワーを出した：

「…金曜モスクやマスジドやマドラサやハーンカーなどのワクフはすなわちシャリーアの知識人（ウラマー）とイスラームの法学者、ムアッジンや礼拝のイマームなどに対するものである。それ故、いかなる理由であっても誰もその解消（hall）を行うことは許されない。ムスリム（ここではウラマーの意味）は、彼らに支払われていない権利（haqq）がある。故に彼ら（ワーキフたち＝歴代のスルターン、アミール）は、我らの権利として清算されるべき負債として、[国有地のワクフ設定を通じて] 我々に割当を与えたのである。そしてあなた方には、我々が権利とするものは我々に対してワクフとされているものよりも多いということは明らかである。一方、「ウワイシャ ‘Uwaysha」や「フタイマ Futayma」〔などという小娘〕⁽⁵⁰⁾にワクフ設定されたもの、また形式的に金が徴収され、それから〔その金を購入者に〕返却するという潜脱手段（hilā）をもって国庫から購入されたものについては、そのことを審理する（yanzur）必要がある。もしシャリーアに則って獲得されたならば、それを覆すことはできない。そうでなければ覆せる。」⁽⁵¹⁾

このブルキーニーのファトワーは、*Ta'yidat* では国有地ワクフの

合法性を主張する意見として扱われ、イルサード論の核となる論拠とされている⁽⁵²⁾。しかし一部の同時代史料では、この時彼がワクフの解消を許可するファトワーを出したと扱われていることや⁽⁵³⁾、この後789／1387年に開催されたマジュリスにおいて、彼がバルクークによるワクフからの財貨の徵発を合法とするファトワーを出していらっしゃることからも、単純な反対意見と見ることはできない⁽⁵⁴⁾。そこで彼のファトワーの論旨を具に見てみると、以下のようにまとめることができよう。第一に、宗教施設に対するワクフについては、そこから糧を得るウラマーの権利と位置付け、その没収を拒否する。第二に、それ以外のワクフ地、すなわち寄進対象や国有地の入手手段の適正さに疑いのあるものについては没収の余地を残している。第三に、国有地の売却やワクフ設定そのものの合法性を説いたものではなく、その受益者の権利問題に置き換え、合法なものと違法なものに色分けしていることである。このように彼のファトワーそのものは、全体としてワクフの没収そのものに反対した訳ではなく、この時の文脈でいえばむしろバルクークによる一部のワクフ没収に合法性を与える一方で、ウラマーのマンサブを守ることに精力を傾けたものと見なせよう。

このマジュリスの結果については、史料によりバルクークによるワクフ地の没収とイクターとしての配分が行われたという説と、ウラマーの反対によって失敗に終わったという説とがあり、定かではない。しかし、いずれであったにせよ、国有地の売却・ワクフ設定の合法性が全面的に覆されることなく、その後も有力者によって継続されたのである。

3 835／1431年のマジュリス

先に国有地ワクフの非合法化を図ったバルクークではあったが、彼もまた自身の財政基盤の確立のため、大規模な私有地の獲得とワクフ設定を行った。そして彼に続く歴代のスルターンもまた、同様の目的でワクフ制度を積極的に利用した。彼らは自身が任命する国庫代理人から国有地を購入することや、時にはそれを直接ワクフに

転用することに努め、スルターンのワクフの規模は拡大の一途を辿ったのである⁽⁵⁵⁾。このようなスルターン自身による国有地の流用に的を絞った問題提起が行われたのが、バルスバーイ al-Ashraf Barsbāy の治世にあたる835／1431年のことである。バルスバーイもまた、積極的な建築事業と大規模なワクフ設定を行ったことで知られているが⁽⁵⁶⁾、この時、スルターンが国庫代理人から国有地を購入し、それをワクフに設定することの合法性を問う会議が、ウラマー側からの問題提起によって開催された。当時エジプトのシャーフィイー派大カーディーとしてこのマジュリスに参加したイブン・ハジャル Ibn Hajar al-‘Asqalānī は、以下のように記している：

〔(835年) ラビーⅡ月 (1431年12月)、秘書長 (kātib al-sirr) のもとで [スルターンの御前会議とは] 別のマジュリスが開催され、カーディーたちとシャイフたち (mashāykh al-‘ilm) が参集した。その [会議の開催] 理由は [以下の通りである]：スルターン (バルスバーイ) が国庫代理人から [国庫の] 土地を購入し、それをワクフに設定した。そのことはシャーフィイー派 [大カーディー、イブン・ハジャル] のもとで確定し (thabata)、ハナフィー派を除いた残り [の法学派のカーディーたち] はその効力を認めた (naffadha-hu) のだが、我らがシャイフ・[シラージュ・アッディーン・アル] ブルキーニーの息子アラム・アッディーン ‘Alam al-Dīn⁽⁵⁷⁾ [の異論] に基づいてこの判決 (hukm) は無効 (bāṭil) であると訴えが出されたためであった。彼はそれが無効であると主張し、何人かの辞任したシャーフィイー派のナーヤブたち (nuwwāb al-hukm: 代理カーディー) もそれに合意したのである。[スルターンの代理人として] その購入には軍務庁長官 (nāzir al-jaysh) が、シャーフィイー派のウラマーたちにそのことのファトワーを求める秘書長の命令をもってあたった。このため彼らは、「もし裁判官 (ḥākim) が条件を完全に満たすのならば売却は適正である」と述べたキムニー al-Qimnī⁽⁵⁸⁾を除いて、それを認可 (jawāz) するファトワーを出した。それ以前は、売却は適正でないと書かれ、棄却されていたのである。…

(後略)」⁽⁵⁹⁾

このように、バルスバーイの国有地購入とワケフ設定を、当時の大カーディー・イブン・ハジャルが合法として判決したことに対し、前大カーディーのアラム・アッディーンの一派が異議を唱え、当初から合法性を認めていなかったハナフィー派のウラマーも反対の側にたち、論争が繰り広げられた。これは結局収拾がつかず、スルターンのもとで改めてマジュリスがもたれることとなった。以下、その議論の要点を見ていくこととする。

まずアラム・アッディーンが問題とする第一の論点は、スルターンが自身の任命による代理人から購入することは自分で自分から購入することと同じであり、売買が成り立たないとするものであった。それに対する大勢のウラマーの反論は、国庫代理人はスルターンの私的代理人ではなく「ウンマの代理人」であるという主張であったが、それはスブキーらの見解に即したものであったという。また議論の矢面に立つこととなったイブン・ハジャルは、サラーフ・アッディーンがエルサレムにサラーヒーヤ学院 (al-Madrasa al-Šalāhiya) をワクフ寄進した時、同様の手法を取ったことと、タキー・アッディーン・アッスブキーが彼のファトワーにおいてそのことを引き合いに出していることを論拠に挙げた。すなわち第一の論点では、国庫代理人の法的地位をめぐって売買の有効性が争われたのである。

第二の論点は、スルターンの地位を遺言指定管財人 (*waṣī*) の地位になぞらえ、それが委託された孤児財産を思うままに売却できないのと同様に、スルターンも国庫財産の売却をできないとする主張である⁽⁶⁰⁾。この主張にはハナフィー派のウラマーも同調した。このマジュリスに出席し、ファトワーを出したハナフィー派のイブン・アルフマーム Ibn al-Humām (d. 861/1457)⁽⁶¹⁾は、自身の著作である *Sharḥ Fath al-Qādir* で以下のように述べる：

「…エジプトのハラージュ地はその所有者が死亡し、次第に相続人の不在によって国庫のものとなったごとくである⁽⁶²⁾。このため、イマームがそれを売却したり、その一部を国庫代理人から購入することは適正でないはずである。なぜなら、彼がム

スリムの財貨を監督することは、孤児の後見人（*wali*）のごとくであり、彼には必要不可欠（*darūra*）な場合を除きその土地を売却することは認められないからである。…私はスルターン・バルスバーイが、彼が任命した国庫代理人から土地を購入することが認められるかどうかということについてファトワーを書き、上奏した。私は「もしもムスリムたちに必要（*hāja*）があるならば〔認められる〕」と書いたのである。…（後略）」⁽⁶³⁾

このような主張に対し、イブン・ハジャルは、遺言指定管財人は孤児財産をワクフに設定することができないのに対し、スルターンは国有地を望むものに対してワクフに設定できると主張し、両者の職能を結び付ける議論の妥当性を争った。

以上の二点をめぐる論争は結局決着がつかず、最終的には「裁判官はもし彼以外の人物の判決（*ḥukm*）が彼のもとに届き、権利保有者（*sāhib al-ḥaqqa*）がその執行（*tanfidh*）を要求したならば、彼にはそうすることが義務付けられる」という、判決の既判力の確認によってハナフィー派も了解し、バルスバーイの国有地購入は改めて効力が認められたのである。

IV 「国有地ワクフ」理論の展開

1 バラートゥヌスィーの異論提起

以上見てきたように、その合法性に対する異論は時に見られたものの、私有地・ワクフ地の拡大と国有地の流出は9／15世紀を通じて加速した⁽⁶⁴⁾。それはイクターとして分与されるべき土地と、国家が直接租税を徴収する直轄地の双方の縮小を意味するものであったから、イクター制と直轄地収入を基礎としていた既存の国家体制は機能不全に陥った。当時にもワクフ地の拡大が国家の弱体化をもたらしているとして問題視する知識人はいたものの⁽⁶⁵⁾、ワクフがイスラーム的慈善と位置付けられ、また現実に広まっていたこともあり、直接の非難の対象となることは少なかった。このような時期に、かかるワクフを全面的に否定するため執筆されたのが、バラートゥヌスィーの *Tahrir* である。この著作は、軍人層が国庫財産を

国有地の購入・ワクフ化などによって私的に流用し、それを慣行としていること、そして本来その支配をシャリーアに則って導くべきウラマーも墮落し、その不正を助けている、という現状認識に立ち、有力者による財産保全や名声獲得の手段と見るこの時代のワクフについて、「その無効は疑いの余地はなく、その廃棄に関するファトワーや判決は適正であるのみならず、我々の時代に【このような目的で】ワクフ設定されたものでも、それ以前のものでも、可能な限りそうしなければならない」と強く主張している⁽⁶⁶⁾。

さて、彼が見る所の、彼の時代に国有地ワクフの合法性を主張する議論の典型として挙げられているのが、先の780／1379年のマジュリスでも論拠とされたイラーキー al-‘Irāqī (d. 806/1404)⁽⁶⁷⁾の論であり、その論拠は以下の5点である⁽⁶⁸⁾：①シーラーズィー al-Shirāzī (d. 476/1083)⁽⁶⁹⁾の *Tanbih* とナワウイーの *Minhāj* によるワクフの解説では、ワクフ物件がワーキフの私有財か否かについては問われていないこと⁽⁷⁰⁾。②イブン・アビー・アスルーンのファトワー（前述）。③スブキーが国有地ワクフの合法性に疑問を呈しつつも「私はそのことについて何も変えず、ファトワーも出さず、[それを変更する] 判決も出さない」と述べた意見⁽⁷¹⁾。④イブン・アッリファの *Matlab* の意見（前述）。⑤ナワウイーのファトワー（前述）。

このイラーキーの論法は、④と⑤は「マスラハ論」、②はウマルの伝承、③は判決の既判力という、これまで見てきたこの時代までの合法化の論拠を集成し、それに加えワクフ理論から「ワクフに設定できる物件はワーキフの私有財に限られる」という原則の排除を図ったものであった（①）。それに対するバラートゥヌスィーの反論は、現代の君主やカーディーの不完全さ故に彼らによる国有地ワクフをかつての判断に依拠して全面的に許可すべきではないこと、またワクフ設定された財産がそもそも非合法的に獲得されたならばワクフ自体も無効となる、という論法をとった。*Tahrīr*において君主やウラマーの「腐敗」について多くの頁が割かれていることは、それが当時の実情を反映していたことは明らかであるが、それ以上にこのような議論を支える上で重要な意味を持っていたためと言え

よう。また①に対しては、ワクフ物件はワーキフの私有財でなければならないとするラーフィイー al-Rāfi‘ī (d. 623/1226)⁽⁷²⁾の *Sharḥ* とナワウイーの *Rawda* を提示することで⁽⁷³⁾、③に対しては明白な誤謬が含まれていればそれを覆すことができると主張し、反論している。また彼は835／1431年のマジュリスと同様、国庫とイマームの関係を孤児財産と遺言指定管財人の関係になぞらえる論法も採用している⁽⁷⁴⁾。このようにバラートウヌスキーの議論は、国有地ワクフを合法とする従来の論拠を一つ一つ論駁していくものであった。

その一方で、バラートウヌスキーがブルキーニーのファトワーについては、国有地ワクフを合法化する論理としても、またワクフの解消を認める根拠としても全く言及していないことは注目に値する。この論が彼の時代において広く受け入れられていたものではなく、少なくとも主要な法解釈ではなかったことを示唆するものと言えよう。

2 スユーティーのワクフ論：「イルサード論」の誕生

バラートウヌスキーによる異論の提起にもかかわらず、マムルク朝末期の碩学スユーティー al-Suyūṭī (d. 911/1505) は国有地ワクフについて、「イマームは国有地を購入なくしてワクフに設定できる」として、その合法性を認める姿勢に変わりはなかった。またその意見も、①イブン・アビー・アスルーンやナワウイーらのファトワー、②イブン・アッリファの意見、③スブキーの、こうしたワクフは許されないが、それが存在しているならば我々はそれを変更することはできないとする意見を論拠としており⁽⁷⁵⁾、マスラハ論と既判力を論拠とする、伝統的な合法化の論理を踏襲している。そこにはバラートウヌスキーの議論は全く言及されておらず、その影響を見ることはできない。

しかし一方で、スユーティーはこの問題を通じて新たなワクフ理論を生み出した。それはワクフを「国庫を起源としないワクフ」と「国庫を起源とするワクフ」とに分類し、両者の性格に線引きをしたことである。その理論の概要は以下の通りである。すなわち彼に

よれば、前者が古典的ワクフ理論に基づいた、私有財から設定された正規のワクフであるのに対して、「国庫を起源とするワクフ」はそれに準拠しない、新しいものである。それは「カリフやサラーフ・アッディーンとその一族といったかつての君主たちがワーキフである、国庫から転用したワクフ (*ma'khadh-hu min bayt al-māl*)」と、「カラーウーン王朝から現在までのアミールたちのワクフのような、国庫から流出したワクフ (*marji'i-hu ilā bayt al-māl*)」とがあり⁽⁷⁶⁾、後者はヒジュラ7世紀末に生まれ、8世紀に拡大した(マムルーク朝前半)。君主によるワクフのように、ワーキフの私有財ではないものをワクフ寄進することは、正規のワクフではなく「イルサード」である。それは例えスルターンやアミールが国庫の土地を私有地として購入した上でワクフに設定した場合でも、そもそも彼ら自身が国庫の資金によって購入された国庫の奴隸身分(=マムルーク)であった以上、彼らの手にあるものは全て国庫に属する財産であるから、この範疇に属する。こうした国庫起源のワクフ=イルサードはワクフ理論に準拠したものではないから、設定当初の条件の変更についても厳格な制限はない。またそれは、本来国庫に権利を持つウラマーに対する糧であるから、それによって設立されたマドラサに二つのシャイフ職を置いたり、職務を代理に任せたり、他のポストを兼職することもそれがウラマーの糧を提供するものであるから認められる⁽⁷⁷⁾。

このようにスユーティーは「国有地ワクフ」を本来の私有財のワクフとは別の形態として位置付け、それを「イルサード」と呼んだ。その後オスマン朝期においてより理論化される「イルサード論」の核となる論理は、こうして誕生したのである。このような理論形成に大きな役割を果たしたのが、従来あまり顧みられなかった観のあるブルキーニーの論理の採用である。スユーティーは彼のワクフ論を進める中で780/1379年のマジュリスについても言及するが、そこでは彼のファトワーを、当初の論旨であったワクフ没収の合法性をある程度認める部分を除外し、手法がどうあれ宗教施設に対するワクフの没収は許されないという意味で引用している⁽⁷⁸⁾。そしてかかるワクフは、その設定者自身が国庫に属し続けていると解釈す

ることにより、国有地から直接ワクフ寄進されたものであれ購入の後に寄進されたものであれ、観念的に国庫に属し続いているものと再定義した。こうして「ウラマーは国庫から糧を得る権利があり、支配層による国庫起源のワクフは、国庫からの直接支給の代わりとしてウラマーが糧を得るための手段として存在する、彼らの本来の取り分である」とする彼の論理を強化した。これによって、土地所有権と古典的ワクフ理論との整合性や、バラートウヌスキーが問題にしたようなワーキフやカーディーの資質、国有地の獲得手法など、これまでその合法性をめぐって繰り広げられた議論を克服するものとなったのである。またそれは受益者であるウラマーの利益を最大限に擁護するためにも援用され、受益者の権利を優先するワクフ条件の変更をも合法化することを可能にしたのである⁽⁷⁹⁾。

V おわりに

以上見てきたように、6／12世紀に生まれた「国有地ワクフ」は、当初から古典的な土地理論やワクフ理論との整合性に矛盾を内包していた。それ故にそれに対する異論も見られたものの、全体としてはその慈善的性格と恩恵を受けるウラマーの支持もあり、合法的かつ奨励されるべき「イスラーム的慈善」として発展を続けた。しかし8／14世紀後半以降、一方ではそれが実際の国家体制に負の影響を及ぼし、他方では有力者の財政基盤と財産保全手段として増殖していくというように、その拡大が現実的な問題として浮上すると、その合法性をめぐって様々な法的議論が展開された。それは単なる法理論上の問題ではなく、国家体制の再建を目的としたワクフの解消努力とそれに対する既得権益維持のための抵抗という、当時の具体的問題を一方では解消しようとし、一方では現状を正当化するために展開された、あくまでも現実から派生した議論であった。そしてマムルーク朝末期にその最終的な帰結として、ブルキーニーの理論を「復活」させ発展させた、スユーティーのイルサード論が、ワクフ制度の現状を正当化する新たな法理論として誕生したのである。さて、マムルーク朝期には国家によるワクフ統制の試みは失敗に

終わったが、922／1517年にオスマン朝がエジプト・シリアを征服すると、アナトリア・バルカン地域で発展した、より強固な「国家的 土地所有」観念に根ざした土地制度の旧マムルーク朝領土への適用が計られ、国家による土地支配が強化された。その上で当時エジプト全土の土地の約4割を占めるまでに至っていたとも言われるワクフ地に対し⁽⁸⁰⁾、国家の管理統制が強化され、ワクフ地に対する課税や征服後に設定されたワクフの没収、ワクフ文書の提出義務付けなど、ワクフの「体制内化」が図られた⁽⁸¹⁾。ガイティーの *Ta'yidāt* に代表されるように、この時代の「国有地ワクフ」をめぐる議論はこのようなオスマン政府によるワクフへの介入強化からそれを守ろうとする方向を辿った。このような現実的な国家の統制がワクフに及ぶ時代にあっては、国有地ワクフの合法性に懐疑的な意見はウラマーにとって不要であり、バラートゥヌスイーの *Tahrīr* がこうした議論を取り上げられることはなく、それどころか彼も「合法性を主張した人物」の系譜に位置付けられた⁽⁸²⁾。一方で、ウラマーの権益を擁護する論理を備えたイルサード論は、その後ワクフ地に関する基本的な理論として他の法学派にも採用され、オスマン時代のエジプト・シリアで広く受け入れられたのである。

註

- (1) 本稿では、土地用益者に所有権を認めず、国家に支払うハラージュ (*kharāj* : 土地税) を「地代 (ujra)」と位置づける理論を、(擬制的に) その土地の「所有権」が国家に帰属していると見なし、この語を用いる [cf. 清水和裕『軍事奴隸・官僚・民衆：アッバース朝解体期のイラク社会』山川出版社, 2005: 注42, no.1; 柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』創文社, 1998: 34-35]。かかる意味での土地「所有権」の帰属は国家のハラージュ徵収権の根拠となるから、以下の国庫 (*Bayt al-māl*) からの土地の売却とワクフ地に関する議論は、実際には徵税権の帰属をめぐる議論であったといえる [cf. 加藤博『文明としてのイスラム：多元的社会叙述の試み』東京大学出版会, 1995: 162-170]。また本稿では、この時代の史料で「国庫の土地 (amlāk bayt al-māl)」と呼ばれる、徵税権が

国家に属し、それが現実にはイクターや政府直轄地として割当てられる土地を「国有地」と表記した。なお佐藤は国家的土地位所有という観念に疑問を呈するが〔佐藤次高『イスラームの国家と王権』岩波書店, 2004: 39-42〕、本稿ではその議論を十分に反映させることはできなかった。今後の課題としたい。

- (2) K. M. Cuno, "Ideology and Juridical Discourse in Ottoman Egypt: The Uses of the Concept of *Irsād*," *Islamic Law and Society* 6 (2) (1999). cf. B. Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent: The Peasants' Loss of Property Rights as interpreted in the Hanafite Legal Literature of the Mamluk and Ottoman Periods*, London, 1988: 80-82.
- (3) al-Balāṭunusī, *Taḥrīr al-Maqāl fīmā Yāhiḍ wa Yaḥrum min Bayt al-Māl*, F. M. G. al-Şabbāgh (ed.), al-Manṣūra, 1989.
- (4) 拙稿「後期マムルーク朝国家と土地制度：イクター制崩壊期の東アラブ世界」博士論文（中央大学）, 2006: 8章; 同「バラートウヌスイーの『国庫論』」『中央大学アジア史研究』27 (2003).
- (5) 彼については、al-Għażi, *al-Kawākib al-Sā'iṛa bi-A'yān al-Mi'a al-Āshira*, J. S. Jabbūr (ed.), 3 vols., Beirut, 1945-59, 3: 51-53; Ibn al-'Imād al-Ḥanbalī, *Shadharāt al-Dhahab fi Akhbār Man Dhahaba*, 8 vols., Beirut, n.d., 8: 406-407.
- (6) al-Għayti, *al-Ta'yidāt al-'Alīya li-al-Awqāf al-Miṣriyya*. Cairo, Dār al-Kutub al-Miṣriyya, MS Fiqh Shāfi'i 1162.
- (7) anon. *Risāla Sharīfa Muta'allīqa bi-al-Jirāyat wa-al-Atyān al-Murşada min Bayt al-Māl wa 'alay-hā Ajwibat Arbāb al-Madħāhib al-Arba'a wa Muta'allīqa bi-Tiġi al-Filħha wa-al-Rizaq aydan*. Cairo, Dār al-Kutub al-Miṣriyya, MS Majāmi' 530.
- (8) M. 'Affi, *al-Awqāf wa-al-Hayāt al-Iqtisādīya fī Miṣr fī al-'Asr al-'Uthmāni*, Cairo, 1991: 47-48; N. Michel, "Les rizqaq īħbāsiyya, Terres agricoles en main-mort dans l'Égypte mamlouke et ottomane: Étude sur les Dafātir al-Aħbās ottomans," *Annales Islamologiques* 30 (1996): 187; Cuno, *op.cit.*, 151-154.
- (9) アル＝マーワルディー『統治の諸規則』湯川武訳, 慶應義塾大学出版会, 2006: 357-360; 清水和裕「アッバース朝期法学史料における土地のラ

- カバと用益権』『史淵』135 (1998): 3-6; H. M. Tabātabā'i, *Kharāj in Islamic Law*, London, 1983: chap. 3.
- (10) Johansen, *op.cit.*, 7-24; K. M. Cuno, "Was the Land of Ottoman Syria *Miri* or *Milk*? : An Examination of Juridical Differences within the Hanafi School," *Studia Islamica* 81 (1995): 123-124. 従来、征服地を不可分のファイ (fay' : 戰利品) と見なす「ファイ理論」に基づいた国家的土地位所有論がこの時代に確立したとされてきたが [嶋田襄平『初期イスラーム国家の研究』中央大学出版部, 1996: 314-322]、近年それに対する見直しが進められている [愛宕あもり「ハラージュ地の土地位所有権について：アブー・ユースフとハッサーフの場合」『関西アラブ・イスラム研究』3 (2003); 佐藤前掲書39-42]。
- (11) Cf. 森本公誠『初期イスラーム時代エジプト税制史の研究』岩波書店, 1975: 348-351.
- (12) 佐藤次高「イスラーム封建制度論」『岩波講座世界歴史8 (中世2: 西アジア世界)』岩波書店, 1969: 378-379; 同『中世イスラーム国家とアラブ社会: イクター制の研究』山川出版社, 1986: 63-68; 同「イクター制下のエジプト農民: キンヌの概念をめぐって」『江上波夫教授古稀記念論集・歴史篇』山川出版社, 1977: 652-656.
- (13) Sato Tsugitaka, "USHUR," *EI*², 10: 918.
- (14) Y. Frenkel, "Agriculture, Land-tenure and Peasants in Palestine during the Mamluk Period," U. Vermeulen and J. Van Steenbergen (eds.), *Egypt and Syria in the Fatimid, Ayyubid and Mamluk Eras* 3, Leuven, 2001: 196.
- (15) Johansen, *op.cit.*, 80-97; Cuno, *op.cit.*, 123-134.
- (16) al-Subkī, *Fatāwā al-Subkī*, H. al-Qudsī (ed.), 2 vols., Beirut, 1992, 2: 396; al-Maqrīzī, *al-Mawā'iz wa-al-I'tibār fī Dhikr al-Khiṭāṭ wa-al-Āthār*, A. F. Sayyid (ed.), 5 vols., London, 2002-04, 1: 261; Ibn Taghrībirdī, *al-Nujūm al-Zāhirah fi Mu'lūk Miṣr wa-al-Qāhirah*, F. M. Shalṭūt et al. (eds.), 16 vols., Cairo, 1963-72, 9: 50.
- (17) マムルーク朝期のイクター制の展開については、Sato Tsugitaka, *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's and Fallahun*, Leiden, 1997: chap. 6; 佐藤前掲書, 第2部第3章.

- (18) R. Peters, "WAKF, I: In Classical Islamic Law," *EI²*, 11: 59-60; P. C. Hennigan, *The Birth of a Legal Institution: The Formation of the Waqf in Third-Century A. H. Hanafi Legal Discourse*, Leiden, 2004: chap. 4.
- (19) Peters, *op.cit.*, 60-63; 岩武昭男「イスラーム社会とワクフ制度」『岩波講座世界歴史10：イスラーム世界の発展7—16世紀』岩波書店, 1999: 270-272. 所有权とアインについては、柳橋前掲書16-38.
- (20) 愛宕前掲論文33-34.
- (21) 林佳世子「都市を支えたワクフ制度：イスラム世界の宗教寄進制度の経済的側面」歴史学研究会（編）『地中海世界史3：ネットワークの中の地中海』青木書店, 1999: 270-273; H. İnalçık and D. Quataert (eds.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire, 1300-1914*, Cambridge, 1994: 105-107, 126-131; J. R. Barnes, *An Introduction to Religious Foundations in the Ottoman Empire*, Leiden, 1986: 32-49.
- (22) A. N. Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*, London, 1939; repr. Philadelphia, 1977: 36, note 5.
- (23) 換言すれば、この時代の「私有地」とは、現実には国家の持つ土地税徵収権が個人の私有とされたもの、「ワクフ地」とはそれがワクフに転化されたものと見ることができよう。
- (24) かかる解釈は、オスマン期エジプトのハナフィー派の法学者、イブン・ヌジャイム Ibn Nujaym (d. 969 or 970/1561-63) が、オスマン政府による私有地やワクフ地に対する統制強化に対して、それらが免税であったことの合法性を示す論理として採用している。Ibn Nujaym, *Rasā'il Ibn Nujaym*, K. al-Mays (ed.), Beirut, 1980: 58; Johansen, *op.cit.*, 89.
- (25) al-Maqrīzī, *Khitat*, 4: 173-174. cf. M. M. Amīn, *al-Awqāf wa-al-Hayāt al-Ijtīmā'iya fi Miṣr 648-923 A. H./1250-1517 A. D.*, Cairo, 1980: 38-47.
- (26) Cf. 湯川武「6／12世紀のシリアにおけるマドラサの発展」『史学』50 (1980): 355-363.
- (27) al-Ghayṭī, *Ta'yīdāt*, fols. 2v-3r.
- (28) 彼の宗教・建築政策については、N. Elisséeff, *Nūr ad-Dīn: Un grand prince musulman de Syrie au temps des Croisades (511-569 H./1118-1174)*, 3 vols., Damascus, 1967, 3: 750-779.

- (29) Abū Shāma, *al-Rawdatayn fi Akhbār al-Dawlatayn*, 2 vols., Cairo, 1870; repr. Beirut, n.d. 1: 10.
- (30) Sharaf al-Dīn ‘Abd Allāh b. Muḥammad b. Hibat Allāh。彼については、al-Subkī, *Tabaqāt al-Shāfi‘īya al-Kubrā*, M. M. al-Tanāḥī and ‘A. M. al-Hulw (eds.), 10 vols., Beirut, n.d., 7: 132-137; Ibn Kathīr, *al-Bidāya wa-al-Nihāya*, 14 vols., Beirut, 1966, 12: 333-334.
- (31) al-Balātunusī, *Taḥrīr*, 174. cf. al-Ghayṭī, *Ta‘yīdāt*, fols. 2v-3v.
- (32) 愛宕前掲論文40。
- (33) Cuno, “Ideology and Juridical Discourse,” 145-146.
- (34) 湯川武「カイロのマドラサの発展：Maqrīzī の Khiṭāṭ による」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』13 (1981): 200; 三浦徹「ダマスクスのマドラサとワクフ」『上智アジア学』13 (1995): 29.
- (35) Muhyī al-Dīn Yahyā b. Sharaf。彼については、al-Subkī, *Tabaqāt al-Shāfi‘īya*, 8: 395-400; Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt al-Fuqahā’ al-Shāfi‘īya*, ‘A. M. ‘Umar (ed.), 2 vols., Cairo, n.d., 1: 473-477; Ibn Kathīr, *Bidāya*, 13: 278-279. W. Heffening, “al-NAWAWĪ,” *EI²*, 7: 1041-1042.
- (36) al-Nawawī, *Fatāwā al-Imām al-Nawawī*, A. H. Jābir (ed.), Cairo, 2004: 121.
- (37) Najm al-Dīn Aḥmad b. Muḥammad b. ‘Alī。彼については、al-Subkī, *Tabaqāt al-Shāfi‘īya*, 9: 24-27; Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt*, 2: 8-9; Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina fi A‘yān al-Mi‘a al-Thāmina*, M. S. J. al-Haqq (ed.), 5 vols., Cairo, 1966-67, 1: 303-306.
- (38) Ibn al-Rif‘a, *al-Maṭlab al-‘Ālī Sharḥ Wasīṭ al-Ghazālī*, Cairo, Dār al-Kutub al-Miṣriyya, MS Fiqh Shāfi‘ī 279, 8: fol. 202r. 同様の論理はその後ザルカシー Badr al-Dīn Muḥammad b. Bahādur al-Zarkashī (d. 794/1392 : Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt*, 2: 233-234; Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina*, 4: 17-18) にも継承されている [Risāla, fol. 110r]。
- (39) この過程で「国庫から購入され」私有地やワクフ地となっていた土地が国庫に戻され、イクター地に組込まれたといい、かかる政策が「國家的土地所有」理論に則って説明されたとも読める [al-Maqrīzī, *Kitāb al-Sulūk li-Ma‘rifat Duwal al-Mulūk*, M. M. Ziyāda et al. (eds.), 4 vols., Cairo,

- 1939-73, 2: 153; Ibn Taghribirdī, *Nujūm*, 9: 50; Sato, *op.cit.*, 161; 佐藤前掲書246]。
- (40) 拙稿「後期マムルーク朝におけるムフラド庁の設立と展開：制度的変化から見るマムルーク体制の変容」『史学雑誌』113 (11) (2004): 4-8; 同「後期マムルーク朝スルターンの私財とワクフ：バルクークの事例」『オリエント』47 (2) (2004): 22-24; 同博士論文40-44, 75-77.
- (41) al-Subkī, *Mu'ād al-Ni'am wa Mubād al-Niqām*, M. 'A. Najjār et al. (eds.), Cairo, 1948: 65. 彼については、Ibn Hajar al-'Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina*, 3: 39-41.
- (42) 彼については、近藤真美「大カーディー、タキユッディーン・スブキー：その生涯と司法活動」『西南アジア研究』42 (1995).
- (43) al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 200. cf. *Ibid.*, 174, 175-176.
- (44) al-Subkī, *Fatāwā al-Subkī*, 2: 101.
- (45) Shihāb al-Dīn Aḥmad b. Ḥamdān。彼については、Ibn Qādī Shuhba, *Ṭabaqāt*, 2: 212-214; Ibn Hajar al-'Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina*, 1: 135-137.
- (46) al-Adhra'i, *Ghunyat al-Muḥtaṭā*, 10 vols., Cairo, Dār al-Kutub al-Miṣriyya, MS Fiqh Shāfi'i 181, 9: fol. 104r-v; al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 240-241.
- (47) al-Maqrīzī, *Sulūk*, 3: 345-347; Ibn Taghribirdī, *Nujūm*, 11: 166; Ibn Hajar al-'Asqalānī, *Inbā' al-Ghumr bi-Abnā' al-'Umr*, H. Ḥabashī (ed.), 4 vols., Cairo, 1969-98, 1: 178-179; Ibn Qādī Shuhba, *Ta'rīkh Ibn Qādī Shuhba*, 'A. Darwīsh (ed.), 4 vols., Damascus, 1977-97, 3: 580; al-Sakhāwī, *Wajīz al-Kalām fī al-Dhayl 'alā Duwal al-Islām*, B. 'A. Ma'rūf et al. (eds.), 4 vols., Beirut, 1995: 238-240; 拙稿「ムフラド庁の設立と展開」6-8; 同博士論文42, 44.
- (48) この判決の既判力を盾にした反論の論法は、後述するイラーーキーの論に則ったものであったという [al-Ghayṭī, *Ta'yidāt*, fols. 4v-5r]。なおカーディーの判決の既判力については、堀井聰江『イスラーム法通史』山川出版社, 2004: 120-125.
- (49) 彼については、Ibn Qādī Shuhba, *Ṭabaqāt*, 2: 275-280; Ibn Hajar al-'Asqalānī, *Dhayl al-Durar al-Kāmina*, 'A. Darwīsh (ed.), Cairo, 1992: 132-134; al-Sakhāwī, *al-Daw' al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'*, 12 vols., Cairo, 1934-37, 6: 85-90.

- (50) ムスリム女性の一般的な名前であるアイシャ ‘Ā’isha、ファーティマ Fātīma の縮小形 (taşghīr)。支配層のワクフの受益者となっている彼らの子孫を含意すると解釈した。
- (51) al-Maqrīzī, *Sulūk*, 3: 346.
- (52) al-Ghayṭī, *Ta’yīdāt*, fol. 4v; *Risāla*, fol. 110v; Cuno, *op.cit.*, 147-148.
- (53) Ibn Qādī Shuhba, *Ta’rīkh*, 3: 580; al-Sakhāwī, *Wajīz*, 239.
- (54) Ibn Qādī Shuhba, *Ta’rīkh*, 1: 218-219; Ibn al-Furāt, *Ta’rīkh al-Duwal wa-al-Mulūk*, Q. Zurayq (ed.), vols. 7-9, Beirut, 1936-42, 9: 10-11. 彼は後にバルクークが建設したザーヒリーヤ学院 (al-Madrasa al-Zāhirīya) の教授職も務めたように、彼との結びつきが強い人物であった。
- (55) 拙稿、博士論文82-83, 89, 106-107; 同「スルターンの私財とワクフ」29-30, 36.
- (56) 拙稿、博士論文106-107; Amīn, *op.cit.*, 78-79.
- (57) ‘Alam al-Dīn Ṣāliḥ b. ‘Umar al-Bulqīmī (d. 868/1464)。彼はカーディー職をめぐりイブン・ハジャルと何度も争っており、この時の異論も、純粹な法学論議というよりは政治的意図に基づいていた可能性がある。彼については、Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *Raf‘ al-Isr ‘an Quḍāt Miṣr*, ‘A. M. ‘Umar (ed.), Cairo, 1998: 169-171; al-Sakhāwī, *al-Dhayl ‘alā Raf‘ al-Isr*, J. Hilāl and M. M. Ṣubḥ (eds.), Cairo, n.d.: 155-184; id. *Daw‘*, 3: 312-314; Ibn Taghrībirdī, *al-Manhal al-Ṣāfi wa-al-Mustawfi ba‘da al-Wāfi*, M. M. Amīn (ed.), 12 vols., Cairo, 1985-2006, 6: 327-329.
- (58) Zayn al-Dīn Abū Bakr b. ‘Umar al-Qimnī (d.833/1430)。彼については、Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *Inbā’ al-Ghumr*, 3: 443-444; al-Sakhāwī, *Daw‘*, 11: 63-64. 彼の意見は、裁判官が完全であるはずがないという前提で、その合法性を否定する意味と解釈するべきである。
- (59) Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *Inbā’ al-Ghumr*, 3: 477-479.
- (60) タージュ・アッディーン・アッスブキーも同様の考え方をしている [al-Subkī, *Mu‘īd*, 65]。
- (61) Kamāl al-Dīn Muḥammad b. ‘Abd al-Wāḥid。彼については、al-Sakhāwī, *Daw‘*, 8: 127-132; Ibn Taghrībirdī, *Manhal*, 10: 175-177.
- (62) この解釈は「ハラージュ支払者の死」の論理に基づいている。Cuno,

“Miri or Milk ?” 125.

- (63) Ibn al-Humām, *Sharḥ Fath al-Qādir*, 8 vols., Cairo, 1356 A.H., 4: 362.
ここでの「必要があるならば合法」とは、現実的には無効という意味と解釈すべきである [Cuno, *op.cit.*, 126-127].
- (64) I. B. Abū Ghāzī, *Tatawwur al-Hiyāza al-Zirā'iya Zaman al-Mamālāk al-Jarākisa: Dirāsa fī Bay' Amlāk Bayt al-Māl*, Cairo, 2000: 26-28, 110-111.
- (65) 描稿、博士論文236-239. 例えばアサディー al-Asadī も、国庫代理人を通じた国有地の購入とワクフ設定の広まりを9／15世紀の国家収入減少の原因と見る。ただし彼はその合法性を直接否定するのではなく、適正価格でなかつたり国庫に利益がなくとも国庫代理人の一存で国庫財産が売却できるのか、売買が力づくで行われた場合は有効か、といった計11もの質問を列挙し、最後にそれに関するファトワーを要求する文言で締めることにより、疑義を表明している [al-Asadī, *al-Taysir wa-al-I'tibār wa-al-Taḥrīr wa-al-Ikhtibār fīmā Yajibū min Ḥusn al-Tadbīr wa-al-Taṣarruf wa-al-Ikhtiyār*, ‘A. A. Tulaymāt (ed.), Cairo, 1968: 79-80].
- (66) al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 213. cf. 描稿、博士論文234-235; 同「国庫論」101-102 (15-16).
- (67) Zayn al-Dīn ‘Abd al-Rahīm b. al-Husayn al-‘Irāqī. 彼については、Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt*, 2: 271-273; Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *Dhayl al-Durār*, 143-145; al-Sakhawī, *Daw'*, 4:171-178.
- (68) al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 174-176; al-‘Irāqī, *Taḥrīr al-Fatāwā 'alā al-Tanbīh wa-al-Minhāj wa-al-Hāwī*, 2 vols, Cairo, Dār al-Kutub al-Miṣriyya, MS Fiqh Shāfi‘ī 59, 1: fol. 244r.
- (69) Abū Ishāq Ibrāhīm b. ‘Alī. 彼については al-Subkī, *Tabaqāt al-Shāfi‘īya*, 4: 215-256; Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt*, 1: 219-221; E. Chaumont, “al-SHĪRĀ-ZĪ,” *EI²*, 9: 481-483.
- (70) al-Shīrāzī, *al-Tanbīh fī al-Fiqh ‘alā Madhhab al-Imām al-Shāfi‘ī*, Cairo, 1951: 92; al-Nawawī, *Minhāj al-Ṭālibīn wa ‘Umdat al-Muftīn*, Cairo, n.d.: 70.
- (71) 先に挙げたこの意見の全文と比較せよ。スブキーが国有地ワクフの合法性に慎重な態度を示したものにも関わらず、イラーキーは判決の既判力を表す意見として取り上げている。

- (72) ‘Abd al-Karīm b. Muḥammad b. ‘Abd al-Karīm。彼については al-Subkī, *Tabaqāt al-Shāfi‘īya*, 8: 281-293; Ibn Qādī Shuhba, *Tabaqāt*, 1: 393-396.
- (73) al-Rāfi‘ī, al-‘Azīz Sharḥ al-Wajīz al-Ma‘rūf bi-al-Sharḥ al-Kabīr, ‘A. M. Mu‘awwad and ‘A. A. ‘Abd al-Mawjūd (eds.), 14 vols., Beirut, 1997, 6: 248, 252; al-Nawawī, *Rawḍat al-Tālibīn wa ‘Umdat al-Muftīn*, Z. al-Shāwīs (ed.), 12 vols., Beirut, 1985, 5: 314; al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 176-177.
- (74) al-Balāṭunusī, *Taḥrīr*, 200.
- (75) al-Suyūṭī, *Ḩāwī li-al-Fatāwī*, 2 vols., Beirut, 1992, 1: 152-153.
- (76) 「ma’khadh-hu min bayt al-māl」と「marji‘-hu ilā bayt al-māl」は、いずれも国庫起源のワクフという意味だが、前者が国庫を管轄するイマームの手によるのに対し、後者は「国庫の奴隸」であるマムルークが設定した、特に合法性に疑問が残るものと捉えられているため、このように訳した。
- (77) al-Suyūṭī, *Ḩāwī*, 1: 154-158, 162-163。「イルサード」の語は [Ibid., 162] で用いられている。
- (78) al-Suyūṭī, *Ḩāwī*, 1: 163.
- (79) これ以前には、「スルターンが国庫の土地をワクフに設定したならば、その設定条件にいかなる増加も減少も〔受益者の〕編入も除外もできない」という全く逆の見解も見られた [al-Şayrafi, *Inbā’ al-Haṣr bi-Abnā’ al-‘Asr*, H. Ḥabashī (ed.), Cairo, 1970: 352-357]。
- (80) Amin, *op.cit.*, 98; ‘Afīfi, *op.cit.*, 27. cf. Michel, *op.cit.*, 181-182.
- (81) エジプト征服後のオスマン政府による土地政策とワクフの統制に関しては、‘Afīfi, *op.cit.*, 25-79; D. Behrens-Abouseif, *Egypt’s Adjustment to Ottoman Rule: Institutions, Waqf and Architecture in Cairo (16th and 17th Centuries)*, Leiden, 1994: 145-158; S. J. Shaw, “The Land Law of Ottoman Egypt (960/1553): A Contribution to the Study of Landholding in the Early Years of Ottoman Rule in Egypt,” *Der Islam* 38 (1-2) (1962): 106-118; id. *The Financial and Administrative Organization and Development of Ottoman Egypt 1517-1798*, Princeton, 1962: 41-45.
- (82) al-Ghayṭī, *Ta’yīdāt*, fol. 4r.